

## 社会福祉法人 はるな郷 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日～ 令和 11年 3月31日までの 5年間

### 2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、出産一時金や育児休業給付金、育児短時間勤務等、制度の周知を行う。

#### <対策>

- 妊娠された職員や出産を控える配偶者を持つ職員に対して、休業、お金、働き方等をわかりやすく説明し、職員一人一人が利用出来る制度の中から良いものを活用できるように促す。  
令和6年4月～ 社内ネットワークを利用し電子掲示板において周知する

目標 2：有給休暇取得率を80%以上とする。

#### <対策>

- 年次有給休暇を計画的に取得するため、年度当初に「年次有給休暇取得計画申出書」の提出を促す。  
令和6年4月～ 社内ネットワークを利用して周知を図る